

基本的質問事項 4 (JETRO、JACTIM)

現在、マレーシアにおきまして、日本の法務省が「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査」を実施しております。同様の調査はすでに他国で数カ国実施されており、他国の調査と同様、マレーシア所在の公的機関の皆様にお時間をいただきまして、以下のアンケートへのご回答にご協力いただければと存じます。

1. 規模について

Q1-1 貴会に所属している会員の規模を教えてください(JETRO 様については本質問にお答えいただかなくて構いません。)

JACTIM ()社

日本人会 ()名

2. 相談窓口、支援窓口の有無について

Q2-1 貴会は日系企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。

ある

ない

Q2-2 上記 Q2-1 で「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください。

()

Q2-3 上記 Q2-1 で「ある」とお答えになられた場合、直近 1 年間(2017 年 7 月 1 日～2018 年 6 月 30 日)の利用実績を御教示ください。

()件

内訳

相談のみ ()件

現地の弁護士の紹介 ()件

日本法弁護士の紹介 ()件

公的機関(在外公館、JETRO)を紹介 ()件

法曹以外の専門家の紹介 ()件

その他() ()件

Q2-4 上記 Q2-1 で「ない」とお答えになられた場合、相談・支援窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。

需要がないから

需要はあるが、ノウハウや予算がないから

その他()

Q2-5 上記 Q2-1 で「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。

- 自主的に設置する予定がある
- 日弁連などの機関がそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつながるための連絡窓口を設置することを検討してもよい。
- 予定はない。

3. 日本法弁護士活動について

Q3-1 マレーシアにおいて、日本法弁護士を含む外国人弁護士の、弁護士としての活動について制限があるかどうか、ご存知ですか。

- 知っている
- 知らない
- 制限はないと理解している
- その他()

Q3-2 上記 Q3-1 で「知っている」と回答した方にお尋ねします。マレーシアにおける外国人弁護士に対し、具体的にどのような活動に制限があるとお考えか、以下のうち当てはまると考えているものを教えて下さい(複数回答可)。

- 訴訟代理人となることができない
- 訴訟外で代理人となることができない
- 弁護士と名乗ることができない
- 制限はないと理解している
- 知らない
- その他()

以上となります。ご回答下さり、ありがとうございました。

ご不明な点がございましたら以下までご連絡下さい。

日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究受託者

三澤 充

mmisawa@tmi.gr.jp